

表彰主管団体 2024(R6) 3月現		選考対象及び関連各表彰規定	予定推薦提出期限	推薦者	備考
I 滋臨技		滋臨技表彰規定。いずれも推薦時会員であること。			
1	永年会員表彰	原則として45歳以上で、10年以上の会員		担当理事	
2	永年功労表彰	原則として45歳以上で、会の役員歴が10年以上の会員		担当理事	
3	学術表彰	会の学術活動に対して功績のあった個人および団体		滋臨技	
4	感謝状	会の活動に対して功績のあった個人および団体		滋臨技	
5	特別表彰	前号以外に理事会が特に表彰を必要と認めた個人および団体		滋臨技	
6	学術功労表彰	会の学術活動に対して功績のあった個人および団体		滋臨技	
7	特別功労表彰	前号以外に理事会が特に表彰を必要と認めた個人および団体		滋臨技	
8	国際医療功労表彰	国際的な活動の功績に対し、理事会が特に表彰を必要と認めた個人および団体		滋臨技	
9	いぶき賞	別に定める		会員	
II 日臨技表彰		日本臨床衛生検査技師会表彰事業規定。いずれも推薦時会員であること。	推薦期日	推薦者	
1	永年職務精励賞	通算して25年以上の正会員で、表彰年4月1日で50歳以上の者。		日臨技	
2	日臨技有功賞	顕著な功績を有し通算して25年以上の正会員で表彰年4月1日で50歳以上の者	当年度2月初旬	日臨技理事	
	2 功労賞	表彰年4月1日で満60歳以上で日臨技役員及び地区技師会役員経歴が通算10年以上を有し現役員でない者。ただし日臨技役員経歴は3期以上とする。要永年職務精励賞受賞	当年度2月初旬	日臨技理事	
	3 特別賞	表彰委員会が必要と認める個人あるいは法人とする。国内外問わない	当年度2月初旬	表彰委員会 地臨技会長 日臨技理事 編集委員会 自薦	
3	日臨技学術奨励賞	会誌「医学検査」前年に掲載された論文で、優秀な論文のうち1編を「最優秀論文賞」とする。	当年度2月初旬	座長 学会長 日臨技理事 査読委員	
	1 優秀論文賞				
	2 優秀演題賞	前年の医学検査学会で発表された演題で、優秀な演題のうち1編を「最優秀演題賞」とする。	当年度2月初旬	座長 学会長 日臨技理事 査読委員	
	3 特別奨励賞	会誌「医学検査」前年に掲載された論文もしくは、前年の医学検査学会で発表された演題で独創性があり、将来性が認められる満35歳以下の者	当年度2月初旬	座長 学会長 地臨技会長 日臨技理事 査読委員 自薦	
4	支部学術奨励賞	支部学会において優れた一般演題発表を行った満35歳以下の者	当年度2月初旬	支部	
III 官公庁表彰					
1	叙勲 (滋賀県 健康医療福祉部健康医療課) 春秋2回	(1) 次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のあるものを、被推薦者とする ことができます。 ① 70歳以上の者 ② 55歳以上の者で次の(ア)又は(イ)に該当するもの (ア) 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者 (イ) 人目に付きにくい分野において多年にわたり業務に精励した者 (2) 人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で幅広く活躍し功労のある者を推薦していただくことが、この一般からの推薦の本旨です。 (3) 国家又は公共に対し功労のある者として勲章を授与されている主な民間分野のものを参考 に示すと、次のようなものが挙げられます。 推薦が「55歳以上」とされている者： 社会福祉施設の寮母・指導員、保育園の保育士、看護師、へき地の医師・保健師・助産師、 消防団員、水防団員、水位観測員、灯台灯火監視協力者、森林看守人 (4) 勲章はその者の生涯にわたる功労を評価して授与するものであることから、一般的には 個々の活動が長期にわたっていることが必要とされます。必要とされる活動歴については経 歴により異なりますが、最も短い場合においてもおおむね20年の活動歴が必要とされます。 ただし、多数の分野で功労のある者については、個々の経歴において必要とされる活動歴 が若干緩和して取り扱われることがあります。 (5) 経歴、賞罰事項は、慎重かつ詳細に調査するとともに罪を犯した者、犯罪容疑者、経営 上の欠陥や社会的非難のある者等国民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意 すること。	前年の6月、12月	滋臨技	理事歴10年以上 会長もしくは副会長歴任者で当 会に活動に尽力をつくした者 理事歴10年以上で、当会活動に 際し功績があり、会長が推薦す る者 要 知事表彰、大臣表彰受賞 者
2	褒章 (滋賀県 同上)	別表参照 春秋2回	前年の6月、12月	滋臨技	
3	厚生労働大臣表彰 1 臨床検査 (日臨技 or 滋賀県)	・臨床検査・衛生検査業務の発展向上に顕著な功績のあった者で、技師会の理事以上の役 員年数が10年以上の者。 ・臨床検査・衛生検査に関する業務歴が免許取得後20年以上の者。該当年で50歳以上で あること		日臨技	
	厚生労働大臣表彰 2 公衆衛生 (滋賀県 課)	・健康増進、疾病予防、生活衛生、衛生教育等の諸業務における功績が特に顕 著であること。 ・公衆衛生事業に関する功績により、都道府県知事、財団法人日本公衆衛生協 会会長等の表彰を受けたことがあること。 ・現に事業に従事している者で、公衆衛生事業に従事した年数が20年以上または 団体の役員歴が10年以上であり、年齢が平成23年4月1日現在で50歳以上である こと。		滋臨技	公衆衛生功労(理事長・知事・全 国)受賞後 2年以上経過し継続 して功績のあったもの(理事歴5 期) 県職員は対象外
4	知事表彰 1 公衆衛生功労 (滋賀県 課)	・公衆衛生に関する功績が特に顕著である者。 ・著しく危険性の高い職務、環境に専ら従事している公衆衛生関係者。 ・人目につかない領域にあって、苦勞の割に報いられることが少ない職務に地道 に努力している公衆衛生関係者。 ・へき地等条件が恵まれない地域において、地道に活動している公衆衛生関係 者。 ・同一業務または活動に原則として15年以上従事し、かつ、年齢が50歳以上の 者。	11月	滋臨技	公衆衛生功労(理事長) 受賞後 2年以上経過し継続し て功績のあったもの(理事歴3 期) 県職員は対象外
	2 地域医療功労 (滋賀県 課)	技師会周年記念において表彰 (同一業務または活動に原則として20年以上従事し、かつ、年齢が50歳以上の 者)。 優先順位(1. 理事歴 2. 代表歴(学術・精度など) 3. 員歴(学術・精度全国委員 など)		滋臨技	県職員は対象外 注)理事をこれに推薦すると、公 衆衛生系の表彰には推薦出来 なくなる
IV 関連団体					
1	財団法人日本公衆衛生協会会長賞 (滋賀県 健康医療課)	・疾病予防、保健指導、衛生教育等の公衆衛生業務に関する業績について、その功績が 特に顕著であること。 ・総合的な地域保健の推進、環境保健に関する業績について、その功績が特に顕著である こと。 ・現に業務に従事している者で、公衆衛生業務に従事した年数が10年以上であり、年齢が 平成23年4月1日現在で50歳以上であること。	9月	滋臨技	公衆衛生功労(理事長・知事) 受賞後 2年以上経過し継続し て功績のあったもの(理事歴4 期) 県職員は対象外
2	滋賀県健康づくり財団理事長賞 (滋賀県健康づくり財団) 公衆衛生功労	・業務に従事してから10年以上で45歳以上の者 ・滋賀県職員は表彰対象から除く	11月	滋臨技	理事歴2期以上の功績のあった もの 県職員は対象外
3	医療功労賞 (読売新聞社) (滋賀県 健康医療課)	・困難な環境下で専門分野で15年以上献身的に職務に励んで功績をあげた医 療従事者で、現在も医療業務に従事している者 ・過去に叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰を受けていない50歳以上の者	7月	滋臨技	
4	朝日がん大賞 (滋賀県健康づくり財団)	・「がん予防」を中心に、がん医療・研究分野、画期的な医療機器の開発など幅広い 分野を対象にしています。また患者・治癒者を支える活動も視野に入れていま す。活動期間は問わず、第一線で活躍している個人・団体	5月	滋臨技	
5	日本対がん協会賞 (滋賀県健康づくり財団)	・検診の指導やシステム開発、第一線の検診・診断活動、がん予防知識の普及や 啓発活動などに、多年にわたって地道な努力を重ねた個人や団体	5月	滋臨技	
6	小島三郎記念技術賞 (黒住医学研究振興財団)	・臨床検査ならびに衛生検査領域において優れた検査方法、術式の考案改良を 行い、検査技術の普及発展に功績のあった方	12月	滋臨技	
7	福見秀雄賞 (黒住医学研究振興財団)	臨床検査ならびに衛生検査領域に半生を捧げ、技術の開発、向上に努力し、その 領域の発展への指導的役割および人材育成に貢献のあった方	12月	滋臨技	